

秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(四八・人事課).....1

告 示

○自衛官の募集期間(四〇六・総務課).....1

○自衛官採用試験の試験期日等(四〇七・総務課).....1

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四〇八・福祉政策課).....2

○生活保護法による医療機関の指定(四〇九・福祉政策課).....2

○救急病院等でなくなった医療機関(四一〇・医務薬事課).....2

○救急病院の認定(四一一・医務薬事課).....3

○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定(四一二・建築住宅課).....3

○農地保有合理化事業規程の変更の承認(四一三・平鹿地域振興局農林部).....3

議 会 規 則

○秋田県議会会議規則の一部を改正する規則(三・議事課).....3

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○政治団体の設立の届出(七七).....4

○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(七八).....4

○政治団体の解散の届出(七九).....5

○政治団体の収支に関する報告書(八〇).....5

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

○さけ採捕の制限(一).....6

公 営 企 業 管 理 規 程

○秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程(八・公営企業課).....6

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十八号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第九条農地整備課の項第四号中「農林漁業金融公庫資金」を「金融」に改める。

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第四百六号

平成二十年度第四回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。
平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

募集期間

平成二十年十月一日から同月三十一日まで

秋田県告示第四百七号

平成二十年度第四回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。
平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

試験期日		試験場	募集地域
名称	位置		
自衛隊秋田地 方協力本部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域	

陸上自衛隊秋田駐屯地
秋田市寺内字將軍野一番地

自衛隊秋田地
方協力本部大館出張所
大館市赤館町三番三三三

大館市 鹿角市
北秋田市 鹿角郡
北秋田郡

自衛隊秋田地
方協力本部能代地域事務所
能代市花園町二十六番二二二

能代市 山本郡

自衛隊秋田地
方協力本部秋田募集案内所
秋田市茨島二丁目八番二四四

秋田市 男鹿市
潟上市 南秋田郡

自衛隊秋田地
方協力本部由利本荘地域事務所
由利本荘市給人町七番三三三

由利本荘市 にかほ市

自衛隊秋田地
方協力本部大館地域事務所
大館市大曲田町二十一番五五

大館市 仙北市
仙北市

自衛隊秋田地
方協力本部横手地域事務所
横手市横手町字上真山百九十五号

横手市 湯沢市
雄勝郡

秋田県告示第四百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

受付時に指定する日	自衛隊秋田地 方協力本部 田募集案内所	自衛隊秋田地 方協力本部 由利本荘地域事務所	自衛隊秋田地 方協力本部 大館地域事務所	自衛隊秋田地 方協力本部 横手地域事務所	指定する日	指定する日	指定する日
	秋田市茨島二丁目八番二四四	由利本荘市給人町七番三三三	大館市大曲田町二十一番五五	横手市横手町字上真山百九十五号	秋田市茨島二丁目八番二四四	由利本荘市給人町七番三三三	大館市大曲田町二十一番五五
	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	由利本荘市 にかほ市	大館市 仙北市 仙北市	横手市 湯沢市 雄勝郡	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	由利本荘市 にかほ市	大館市 仙北市 仙北市

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
サトウ調剤薬局	有限会社 サトウ・ファーマシー 代表取締役	湯沢市田町二一―十五	平成二十年七月三十一日
株式会社 小田勘薬局	株式会社 小田勘薬局 代表取締役	由利本荘市大町三十九番地	平成二十年八月二十三日

秋田県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
サトウ薬局	有限会社 サトウ・ファーマシー 代表取締役	湯沢市前森三一五―四	調剤薬局	平成二十年八月一日
株式会社 小田勘薬局	株式会社 小田勘薬局 代表取締役	由利本荘市大町二十八	調剤薬局	平成二十年八月二十五日
大沼整形外科クリニック	大沼 信 一	湯沢市中野百八十二番地一号	整形外科、リハビリテ―ション科、リウマチ科	平成二十年九月十八日
大曲駅東みよし薬局	有限会社 ミヨシファーマシー 代表取締役	大仙市福田町二十二―二十一―七	調剤薬局	平成二十年九月一日
あらまち歯科医院	鈴木 精 智	由利本荘市荒町字改六十五―一	歯科	平成二十年八月一日

秋田県告示第四百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	救急病院でなくなった年月日
大曲中通病院	大仙市大曲上栄町四番三号	平成二十年九月二十六日

秋田県告示第四百十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
大曲中通病院	大仙市大曲上栄町六番四号	平成二十三年九月二十六日

秋田県告示第四百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三五の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	住 所	業務の開始の日	指 定 年 月 日
ビューローベリタスジヤパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル	平成二十年十月一日	平成二十年九月十八日
		構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
		東京千代田区神田駿河台二丁目八番 瀬川ビル7階	

秋田県告示第四百十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八條第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七條第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
おものがわ農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四條第二項第一号及び第四号に掲げる事業
- 三 変更内容
農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年九月二十二日

議 会 規 則

秋田県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十八日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

秋田県議会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会議規則（昭和三十三年秋田県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 「第十四章 議員の派遣（第二百二十九条）の目次中 第二百五十九条（議員の派遣）を第十五章 補則（第三百三十条）」
- 「第十四章 議員の派遣（第二百二十九条）の目次中 第二百五十九条（議員の派遣）を第十五章 補則（第三百三十条）」
- 「第十六章 補則（第三百三十条）の疑義」

名称	目的	構成員	召集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の全議員運営に関し協議又は調整を全議員で行うこと。	全議員	議長
県政協議会	議案の審査等に関し全議員行機関との協議又は調整を行うこと。	議長	議長
会派代表者会議	議会活動、議会運営及び議員に関する基本的な事項について協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、各会派代表者	議長

世話人会	一般選挙後の議員の任期の起算日から一般選挙後初めて召集される議会の召集日までの間に議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	各会派から選出された議員	議長、副議長、各委員長及び各副委員長	議長
------	---	--------------	--------------------	----

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、期間及び召集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場における運営その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋田県告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、平成二十年八月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年九月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
羽後町をよくする町民の会	藤原 専三郎	藤原 専三郎	雄勝郡羽後町柏原六番地七	平成二十年八月八日

秋選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成二十年八月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十年九月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党矢島支部	主たる事務所の所在地 由利本荘市矢島町元町字新所三十六	由利本荘市矢島町木在字上木在九十二	平成二十年八月五日
自由民主党上小阿仁支部	代表者 土田 与七郎	正木 正	平成二十年八月八日
自由民主党上小阿仁支部	会計責任者 清水 俊一	北林 甚一	平成二十年八月八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
秋田県農協政治連盟うご支部	代表者 越前 芳博	佐藤 正蔵	平成二十年八月一日
中田じゅん後援会	代表者 浜屋 巧	佐藤 武比古	平成二十年八月二十六日

秋選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成二十年八月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十年九月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
八郎潟町の活性化をめざす会	小柳清忠	平成二十年八月一日	平成二十年八月一日
佐藤峯夫後援会(育峯会)	照井光夫	平成二十年三月三十一日	平成二十年八月五日
原則雄後援会	高橋勝己	平成二十年三月三十一日	平成二十年八月十一日

秋選管示第八十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その経過を公表する。

平成二十年九月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

種類	政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書	報告年月日	収入・支出の総額
Ⅰ 報告書の要旨			
Ⅰ 収入及び支出のある団体			
(1) その他の政治団体			
政治団体の名称	佐藤峯夫後援会(育峯会)	(平成18年分)	
報告年月日	平成20年8月5日		
収入・支出の総額			2,230,000円
(ア) 収入			0円
(イ) 支出			2,230,000円
(ウ) 収入			0円
(エ) 支出			2,230,000円
(オ) 繰越額			0円
政治団体の名称	原則雄後援会(平成19年分)		
報告年月日	平成20年8月11日		
収入・支出の総額			1,660円
(ア) 収入			0円
(イ) 支出			1,660円
(ウ) 収入			0円
(エ) 支出			1,660円
(オ) 繰越額			0円
政治団体の名称	佐藤峯夫後援会(育峯会)	(平成19年分)	
報告年月日	平成20年8月5日		
収入・支出の総額			2,230,000円
(ア) 収入			0円
(イ) 支出			2,230,000円
(ウ) 収入			0円
(エ) 支出			2,230,000円
(オ) 繰越額			0円
政治団体の名称	原則雄後援会(平成20年分)		
報告年月日	平成20年8月11日		
収入・支出の総額			1,660円
(ア) 収入			0円
(イ) 支出			1,660円
(ウ) 収入			0円
(エ) 支出			1,660円
(オ) 繰越額			0円

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区内の沿岸海域に求遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十年九月三十日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤和夫

(さけ採捕の制限)

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることもあつて可い。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山人前の境に設置した標柱から二二四度三一分の線以北の海域	平成二十年十月十日から同月十八日及び同年十一月六日から同月十五日までの連続四日間及び同日間の	定置漁業、小型定置漁業及び固定式網漁業

公営企業管理規程

男鹿市戸賀字加茂 と 同市船川港本山 門前の境に設置し た標柱から二二四 度三一分の線以南 の海域	平成二十年十月十 日 から 同月十八 日 までの連続四日 及び 固定式さし網 漁業	平成二十年十月十 日 定置漁業、建網漁 業、小型定置漁業
---	---	---------------------------------------

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布す
る。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第八号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理規
程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四(1)電気事業会計勘定科目表資本金の表中「公営企業金
融公庫」を「地方公営企業等金融機構」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年十月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0187)8766 F A X(0187)8766
E-mail:matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄